

田島地区複合施設整備等事業モニタリング支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

田島地区複合施設整備等事業モニタリング支援等業務委託の業者選定を行うにあたり、必要な事項を定めます。

2 事業概要

(1) 業務委託件名

田島地区複合施設整備等事業モニタリング支援等業務委託

(2) 業務委託内容等

本業務は、田島地区複合施設整備等事業について、民間活用手法を導入して実施するにあたり、高度な専門知識とノウハウを有するコンサルタントをアドバイザーとし、その支援を受けることにより、整備事業の円滑な推進を図ることを目的として実施するものです。

詳細については、別途仕様書に定める事項を参照してください。

豊富な経験を有する事業者から意欲的で創意工夫のある企画提案を受け、その専門的能力を積極的に活用することを目的として、事業者を募集します。

(3) 履行場所

川崎市市民文化局区政推進課ほか

(4) 履行期間

契約日から令和10年6月30日まで

3 参加者の資格要件

次の条件(1)から(4)をすべて満たしていることを、確認してください。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調査・測定」に登録されていること。
- (4) 田島地区複合施設整備等事業における落札者グループの代表企業、構成企業及びこれらの企業の子会社又は親会社ではないこと。

4 業務規模概算額（上限額）

総額 27,665,000円（消費税相当額含む）

初年度（令和7年度）	7,821,000円（消費税相当額含む）
2年度（令和8年度）	7,931,000円（消費税相当額含む）
3年度（令和9年度）	5,984,000円（消費税相当額含む）
4年度（令和10年度）	5,929,000円（消費税相当額含む）

5 スケジュール一覧

日 程	項 目
令和7年7月9日（水）	プロポーザル実施要領・仕様書等の公表
令和7年7月9日（水）から 令和7年7月23日（水）正午まで	参加意向申出書の受付期間 質問書の受付期間
令和7年7月25日（金）	提案資格確認結果通知書の交付 質問回答書の交付
令和7年7月25日（金）から 令和7年8月15日（金）正午まで	企画提案書の受付期間 提案書提出辞退書の受付期間
令和7年8月29日（金）（予定）	提案内容のヒアリング 企画提案書評価委員会の審査
令和7年9月（予定）	選定結果の公表
令和7年10月（予定）	契約締結

6 プロポーザル実施要領・仕様書等の公表

(1) 公表方法

実施公表については、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課の所管するWebページ及び「入札情報かわさき」へリンク掲載が行われます。

(2) 公表期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月23日（水）正午まで

7 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に記載している期限までに、参加意向申出書（様式1）に、会社概要（パンフレット等、事業概要及び関連会社等が確認できるもの）を添付し、持参にて提出してください。

(1) 受付期間

令和7年7月23日（水）正午まで

(2) 提出場所

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

8 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、提案資格確認結果通知書を交付します。

(1) 交付日

令和7年7月25日（金）

(2) 交付方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

9 質問の受付及び市からの回答

実施要領及び仕様書の内容等に関する質問を、次の(1)に記載している期限まで受け付けます。質問書(様式3)により、川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課まで電子メールで送付してください。(電話、FAXによる質問には回答しません。)

(1) 受付期間

令和7年7月9日(水)から令和7年7月23日(水)正午まで

(2) 回答日

令和7年7月25日(金)

(3) 回答方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付
(質問内容及び回答ともに、提案資格があると認められる者全員に送付します。)

10 企画提案書等一式の受付

企画提案書等一式を、次の(1)に記載している期限まで受け付けます。持参にて、川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課に提出してください。

(1) 受付期間

令和7年8月15日(金)正午まで

(2) 提出書類(企画提案書等一式)

ア 企画提案書(任意様式、10枚(A4)以内): 正…1部 写し…5部

イ 見積書(任意様式): 正…1部 写し…5部

ウ 上記書類のデータ(PDFファイル形式)

※企画提案書の上限10枚は用紙の枚数です。両面印刷20ページとすることも可能です。

(3) 記載事項

企画提案書には、取組姿勢、企画提案内容、業務フロー、実施体制、業務分担、担当者の経験・ノウハウ等、特定テーマについて、必ず記載してください。後述する提案内容の評価基準を参考に作成してください。なお、企画提案書には企業や技術者等を特定することができる表記は行わず、記号にて表記し、別紙にて企業名や技術者名等と対応する記号の一覧表を提出してください。また、資格を確認できる資料(資格者証の写し等)を併せて提出してください。見積書には、内訳を添付してください。別紙及び資格を確認できる資料は、提案書の枚数制限の対象外とし、提出部数は1部とします。

なお、特定テーマについては、次のとおりです。

特定テーマ1: 令和10年6月竣工という時間的制約がある中で、要求水準及び事業者提案内容を確実に履行させるための効率的・効果的な取り組みについてご提案ください。

民間事業者から提出される書類確認や解体・建設工事における現場立ち会い等を漏れなく行うための手法、考え方、体制等をご提案ください。

特定テーマ２： 事業契約や要求水準等に関する疑義、仕様・設計その他の変更及び不測の事態（事業契約に定めのない事項について市と民間事業者の間で疑義等生じた場合など）が生じた場合のコスト管理及び早期に解決を図るための方策についてご提案ください。

特定テーマ３： その他、業務実施にあたり想定される課題とその解決方法及び、業務を適切に実施するための方策、支援、工夫等についてご提案ください。

11 提案書提出辞退書の受付

提案書提出を辞退する場合は、次の(1)に記載している期限までに、辞退書（任意様式）を持参にて、川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課に提出してください。

(1) 受付期間

令和7年8月15日（金）正午まで

(2) 提出場所

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

12 提案内容のヒアリング及びプロポーザル評価委員会

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、企画提案内容をプレゼンテーションしていただきます。評価委員会の委員が「13 評価基準」に基づき評価を行い、評価点の合計が最も高い者を本委託業務の受託予定者として選定します。

(1) 開催日

令和7年8月29日（金） 【予定】

(2) 開催場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 【予定】

(3) 内容

評価委員会では、事前に提出されている企画提案書を委員に配布してありますので、持ち時間15分以内でプレゼンテーションを行っていただき、その後、評価委員会委員により約15分間の質疑応答を実施します。

(4) 会議の公開

評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日第2号）第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

ア 評価委員会の会場には、インターネット環境はありません。

イ 当日、資料等を追加することはできません。

ウ 1 団体あたりの出席は、3 名以内としてください。

エ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り、予定技術者（主として主任技術者）が説明してください。

13 提案内容の評価基準

評価委員会では、次の評価項目と評価基準に沿って点数付けを行います。各委員は、各団体からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て、採点を行います。

(1) 基準点

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた団体について適正と判断します。

(2) 最高評価点が同点となった場合の措置

採点の結果、最も高い総合点を獲得した団体が複数（同点）の場合は、次の順で選定するものとします。

ア 評価項目C及びDの合計点が最も高い提案（団体）を選定する。

イ アで選定されない場合、評価項目A及びBの合計点が最も高い提案（団体）を選定する。

なお、上記により選定が難しい場合は、評価委員会委員の協議により順位を決定することとします。

評価項目		評価基準		配点
A	業務体制	①	業務内容に対して、遂行可能な人員体制が確保されているか	10
B	取組姿勢	①	提案書等の文章やレイアウト等が、適切でわかりやすい表現となっているか	5
		②	提案書及びヒアリングにおいて、業務の理解度、意欲などが高いか	5
		③	質問に対する応答が迅速かつ明確であるか	5
C	提案内容	①	本事業のこれまでの公表文書を踏まえ、仕様書に記載の業務の意義を理解した提案内容となっているか。	15
		②	提案内容に工夫や具体性があるか。	10
D	特定テーマに対する提案	①	特定テーマ1について提案が的確であり、実現性があるか	15
		②	特定テーマ2について提案が的確であり、実現性があるか	15
		③	特定テーマ3について提案が的確であり、実現性があるか	15
E	見積	①	提案内容と見積額とのバランスは取れているか。	5
合計点				100

14 選定結果等の通知及び公表

提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加する全ての参加者（団体）に対して、次のとおり選定結果を通知するとともに、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課が所管するWebページに公表します。

(1) 通知及び公表日

令和7年9月【予定】

(2) 各団体への通知方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

15 契約の手続等

本市と評価委員会で選定した受託予定者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。なお、企画提案書等に記載された内容及び企画提案会の質疑応答で回答された内容については、原則として契約時の仕様に反映することとします。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ 上記ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

作成するものとします。

16 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨（円）

(2) 提出書類の取扱い

ア 各団体から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類の作成及び提出に関する一切の費用は、提案者（団体）の負担とします。

エ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての知識、経験、熱意等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(3) 無効及び失格となる提案者（団体）について

ア 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 仕様書に適していない場合

エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合

オ 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

(4) 当該落札（又は、受託予定者決定）の効果について

当該落札（又は、受託予定者決定）の効果は、川崎市議会において、本業務の対象事業である田島地区複合施設整備等に関する事業契約の締結に関する議決（令和7年10月頃）が得られることを前提とし、令和7年10月末までに当該議決が得られない場合は無効とします。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

所管課：川崎市市民文化局コミュニティ推進部施設区政推進課（担当：林）

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

電話：044-200-2023

メール：25kusei@city.kawasaki.jp